

別表1：評価項目及び評価基準（特定建設工事共同企業体の場合）

工事名：福岡県庁舎警察棟空調改修工事（第2工区）

分類	評価項目	評価基準	配点
技術提案 【注1】	目的物の性能・機能に関する事項 課題（適切な性能の確保について）（5.0点）	工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案内容について評価する	- ~ 5.0
	10.0点 施工上配慮すべき事項 課題（維持管理に配慮した施工について）（5.0点）	施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか。	- ~ 5.0
企業の技術力	工事成績評定【注2】 ※代表構成員のみ評価（1.6点）	86点以上	1.6
		83点以上86点未満	1.2
		80点以上83点未満	0.8
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.4
		65点未満又は市町村等発注工事の実績なし	-
	施工実績【注3】（1.6点）	20億円以上の管工事の実績が2件ある	1.6
		14億円以上の管工事の実績が2件ある 上記以外	0.8 -
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注4】（0.6点）	①と②の認証の両方を取得済み	0.6
		①又は②の認証を取得済み	0.3
		上記以外	-
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点（1.0点）	福岡市博多区（代表構成員については福岡県内）に主たる営業所がある	1.0	
	福岡県土整備事務所管内に主たる営業所がある※代表構成員以外	0.5	
	上記以外	-	
5.0点 若年技術者の採用状況【注5】（0.2点） 34歳以下の技術者を令和5年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無	有	0.2	
	無	-	
配置予定技術者の技術力	同種工事（申請）の工事成績評定【注6】 ※代表構成員のみ評価（1.8点）	86点以上	1.8
		83点以上85点以下	1.4
		80点以上82点以下	0.9
		65点以上79点以下又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5
		64点以下又は市町村等発注工事の実績なし	-
	施工実績【注3】（1.6点）	20億円以上の管工事の実績がある	1.6
		10億円以上の管工事の実績がある 上記以外	0.8 -
	配置予定技術者の資格の保有期間（0.8点） 1級国家資格等の保有期間を評価する【注7】	10年以上	0.8
		3年以上10年未満	0.4
		3年未満	-
5.0点 経験年数【注8】（0.8点）	6年以上	0.8	
	3年以上6年未満 3年未満	0.4 -	
加算点合計	20.0点		
1.1点 施工体制の評価	施工体制評価点【注9】（1.1点）	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.1
		低入札価格調査基準比較価格未満で応札	-
合計	21.1点		

【特定建設工事共同企業体（JV）の加算点について】

・JVの加算点は、各構成員の加算点に出資割合を乗じて得た数値の合計点（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

（例）3社JVで、出資割合がA社50%、B社30%、C社20%の場合

JVの加算点 = (A社の加算点 × 50%) + (B社の加算点 × 30%) + (C社の加算点 × 20%)

【注1】有効な提案の数により評価する。評価は、1提案あたりの配点を固定化する絶対評価とする。（特記仕様書等に記載してある事項等、一般的な内容は評価の対象としない。）
各構成員が協議の上作成したものを1部提出すること。

【注2】平成23年度から令和7年度に竣工した福岡県が発注した管工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均点（加重平均）とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成22年度から令和6年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した暖冷房衛生設備工事を対象（加重平均）とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の管工事の実績で申請されたものを評価する。（市町村等発注工事とは県内市町村、（公財）福岡市施設整備公社又地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。）

【注3】平成23年度以降に元請（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限り）として竣工した建築物の新築、改築又は増築並びに改造又は改修に係る管工事の実績とする。（ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。）

【注4】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注5】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注6】申請のあった工事実績のうち、平成23年度以降に竣工した福岡県が発注した管工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した暖冷房衛生設備工事の工事成績とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の管工事の実績で申請されたものを評価する。（現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。）

【注7】1級国家資格等とは、1級管工事施工管理技術士又は技術士（技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工部門に係るものとするものに限る。）とするもの。）とする。

【注8】平成23年度以降竣工の管工事に従事した通算年数（従事した日数の合計を365で除したもの）とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額は3000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注9】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。